

大東市家庭児童相談員募集案内

令和6年度大東市において家庭児童相談員として活動する会計年度任用職員を募集します。

- 募集職種** 家庭児童相談員（会計年度任用職員 パートタイム）
- 業務内容** 18歳未満の子どもに関する様々な相談への対応（児童虐待・育児・しつけなど）
児童相談所・保育所・学校等関係機関との連絡調整等
相談記録のパソコン入力、家庭児童相談室における業務補助等
- 応募資格** 下記のうち、いずれかの資格を有している方
社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・看護師・臨床心理士・公認心理師・保育士
- 募集人数** 若干名
- 選考** 個人面接を実施します。
※面接日は 令和6年5月2日（木）
時間については応募書類受付後に郵送もしくは電話にてご連絡いたします。
- 受付期間** 令和6年4月11日（木）～ 令和6年4月24日（水）必着
【受付は郵送もしくは窓口持参】

郵送先

〒574-0028

大東市幸町8番1号 大東市保健医療福祉センター3階

大東市 福祉・子ども部 こども家庭室子ども支援グループ

家庭児童相談員採用係

- 提出書類**
- ①大東市家庭児童相談員応募用紙
（別紙様式をご利用ください）
 - ②「応募資格」の資格のいずれかを有していることが証明できる書類
（登録証の写しなど）
 - ③家庭児童相談員としての活動実績があれば、証明できる書類（在職証明等）

※応募書類は返却しません。個人情報厳重に管理し、採用業務の目的以外には使用しません。

【勤務条件】

任用期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日

勤務時間

週の勤務日数	勤務時間	週の勤務時間
週5日	午前9時30分～午後5時30分 (休憩時間45分)	週36.25時間

※時間外勤務 月15時間程度(月により増減あり)

※原則月曜日から金曜日勤務。ただし、場合によっては、所属長の命により休日を変更することがあります。

報酬 令和6年4月現在

週の勤務日数	報酬月額
週5日	223,767円

※大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき、報酬、通勤手当、期末手当等それぞれの支給条件に応じて支給されます。

※これらの給与は国家公務員の給与水準などに基づいて改定されることがあります。

休暇 年次有給休暇、特別休暇

社会保険 厚生年金、健康保険、雇用保険に加入

その他 地方公務員法第16条に規定する以下の条項のうち、いずれかに該当する場合は会計年度任用職員に登録することができません。

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大東市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

問合せ先 〒574-0028

大東市幸町8番1号 大東市保健医療福祉センター(すこやかセンター)3階
大東市福祉・子ども部 こども家庭室子ども支援グループ 家庭児童相談室
電話番号：072-875-8101 E-mail：ko-kajiso@city.daito.lg.jp